

○北しりべし廃棄物処理広域連合行政財産管理規則

制 定 平成 19 年 3 月 28 日規則第 2 号

最近改正 令和 4 年 5 月 20 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、行政財産の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(行政財産の目的外使用許可)

第 2 条 北しりべし廃棄物処理広域連合行政財産使用料条例（平成 19 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する使用許可（以下単に「使用許可」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、することができる。

- (1) 直接又は間接に広域連合の事務若しくは事業の便宜となる場合又は施設の運営を増進することとなる場合
- (2) 国又は他の地方公共団体において広域連合の事務又は事業に関連がある事項を処理するため、その施設の用に供する場合
- (3) 電線の架設、電柱の建設又は水道管、ガス管その他の工作物の設置に係る使用で、広域連合長がやむを得ないものであると認める場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該行政財産の用途及び目的を妨げない限度の使用であって、広域連合長が特に認める場合

2 広域連合長は、使用許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

3 使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出しなければならない。

4 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、使用許可をしたときは、行政財産使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

5 使用許可を受けた期間の満了後、引き続き使用許可を受けようとする者は、当該期間の満了前 30 日までに、広域連合長に申請しなければならない。

(使用料の算定)

第 3 条 条例別表土地の使用料の項第 1 号に規定する使用許可面積を当該土地の財産台帳登録面積で除して得た数に小数点以下第 5 位以下の数があるときは、小数点以下第 5 位を四捨五入した数とする。ただし、その数が 0.00005 未満であるときは、その数（その数に小数点以下で最初の 0 でない位の次の位以下の数があるときは、最初の 0 でない位の次の位を四捨五入した数）とする。

2 条例別表土地の使用料の項第 2 号に規定する占用料は、小樽市道路占用条例（昭和 28 年小樽市条例第 27 号）に規定する道路占用料とする。

3 第 1 項の規定は、条例別表建物の使用料の項に規定する使用許可面積を当該建物の延べ面積で除して得た数に小数点以下第 5 位以下の数があるときについて準用する。

4 条例別表建物の使用料の項イの規則で定める耐用年数は、次の各号に掲げる主要構造の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造並びにこれらに準ずるもの 65 年
- (2) ブロック造及びレンガ造並びにこれらに準ずるもの 50 年
- (3) 木造その他前 2 号に掲げるものに該当しないもの 30 年

5 条例別表備考に規定する主として自動販売機を設置する目的で行政財産を使用する場合における使用料の年額は、当該自動販売機 1 台につき 18,000 円とする。

6 条例別表土地の使用料の項第 2 号に該当する場合を除き、使用許可を受けた期間（以下「使用許可期間」という。）に 1 年に満たない期間があるときの当該期間に係る使用料の額は条例別表（同号を除く。）並びに第 1 項及び第 3 項から前項までの規定により算定した年額（以下「算定年額」という。）を月割計算して算出した額とし、そのうち 1 月に満たない期間については算定年額を日割計算して算出した額とする。この場合において、月ごとに使用料を徴収する場合における月割計算は、当該月ごとに行うものとする。

7 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が 1 月に満たない土地の使用（引き続き使用許可を受け

た場合で通算した使用許可期間が1月以上となるときにおける当該更新後の使用許可期間が1月に満たない土地の使用を除く。)に係る使用料の額については、土地の使用に係る算定年額を日割計算して算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の納付期日)

第4条 使用料は、広域連合長が定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第5条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公用又は公共用に供するため、使用許可を取り消し、又は使用許可期間を短縮した場合
- (2) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が特に認める場合

(原状変更等の禁止)

第6条 使用者は、広域連合長の承認を得なければ、使用許可を受けた行政財産(以下「使用物件」という。)の原状又は用途を変更することができない。

(原状回復)

第7条 使用者は、使用許可を受けた期間が満了し、又は使用許可が取り消されたときは、速やかに、自己の費用で使用物件を原状に回復しなければならない。ただし、広域連合長が特に認めるときは、使用物件を原状に回復することを要しない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、使用物件に損害を与えたときは、広域連合長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(財産台帳)

第9条 広域連合長は、行政財産の状況を明らかにするために、次に掲げる台帳を備え、その所在、価格その他必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 土地台帳(様式第3号)
- (2) 建物台帳(様式第4号)

2 前項の台帳に記載する行政財産の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 買入れによるもの 買入価格
- (2) 交換又は無償取得によるもの 評定価格
- (3) 収用によるもの 補償金額
- (4) 建築又は製造によるもの 建築費又は製造費

3 前項各号の価格は、3年ごとにこれを評定しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する

附 則(令和2年2月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月20日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 様

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

(法人のみ)

行政財産を次のとおり使用したいので、北しりべし廃棄物処理広域連合行政財産管理規則第2条第3項の規定により申請します。

記

1 目 的

2 場所・範囲

3 数 量

4 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

5 そ の 他

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

北しりべし廃棄物処理
広域連合長 印

行政財産使用許可書

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用について、下記のとおり許可します。

記

1 目 的

2 場所・範囲

3 数 量

4 期 間
年 月 日から
年 月 日まで

5 使 用 料

6 その他

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第3号 (第9条関係)

土 地 台 帳

所在及び地番		町 丁目				番	財区 産分	行政財産 施設
移 動	地 目		地 積		価 格		沿 革	
	台 帳	現 況	台 帳	現 況	年 度	評定価格又は取得価格		
			m ²	m ²		円		
区 分	取得処分別		取 得		処 分		摘 要	
	契約者住所氏名							
	異 動 原 因 別							
	異 動 年 月 日		年 月 日		年 月 日			
	価 格		円		円			
	登 記 年 月 日		年 月 日		年 月 日			

様式第4号（第9条関係）

建 物 台 帳

所在	町		住居番号	建築年月日	年 月 日	財産区分	行政財産施設			
	丁目		番				家屋番号			
	構造	延べ床面積		延べ床面積		内 訳		価 格		沿 革
		台 帳	現 況	台 帳	現 況	年度	評定価格又は取得価格			
		m ²	m ²	1 階	m ²	1 階	m ²		円	
				2 階		2 階				
				その他		その他				
				1 階		1 階				
				2 階		2 階				
				その他		その他				
				1 階		1 階				
				2 階		2 階				
				その他		その他				
	取得区分別		取		得		処		分	
区分	契 約 者									
	住 所 氏 名									
	異 動 原 因 別									
	異 動 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
	価 格		円		円		円			
	登 記 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			